

～旭川市からのお知らせ～

道路交通法の改正により
令和5年4月1日から

自転車を利用される皆さまへ ヘルメット着用が努力義務化されました

自転車を利用するすべての人は、自転車事故による被害を軽減するために、乗車用ヘルメットを着用しましょう。幼児・児童を保護する責任のある人は、幼児・児童が自転車を運転する際は、乗車用ヘルメットを着用させるように努めなければなりません。

令和4年中の道内自転車事故死傷者数は、1,248人で、そのうち死者数は12人、傷者数は1,236人です。

また、ヘルメットを着用していたのは、死傷者数全体で7.8%です。

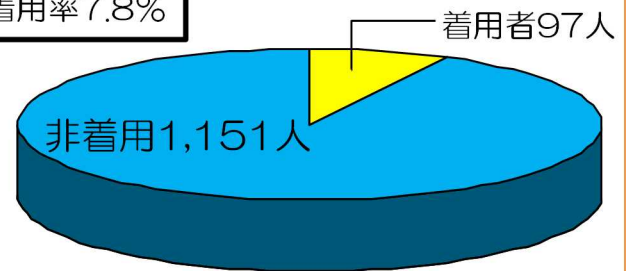
死者数12人のうち、頭部外傷が原因で死亡した人は7人で約6割となっています。

自転車事故による被害を軽減するためには、頭部を守ることが重要です。



令和4年中道内自転車事故死傷者数のうち
ヘルメット着用者・非着用者割合

着用率7.8%



■ 着用者 ■ 非着用者

(参考：北海道警察交通安全情報No.74)

ヘルメットを購入するときは…

国家公安委員会告示による交通の方法に関する教則第3章第1節第1項自転車に乗るに当たっての心得に「乗車用ヘルメットは、努めてSGマークなどの安全性を示すマークの付いたものを使い、あごひもを確実に締めるなど正しく着用する」と自転車用ヘルメットについて記載があります。そのため購入するときには、SGマークをはじめとする、『安全性を示すマーク』を確認してから購入しましょう。



SGマーク



JCFマーク (公認, 推奨)



CPSCマーク



JISマーク



CEマーク



安全性を示すマークが
付いているか確認しま
しょう。



【発行】旭川市、旭川市交通安全運動推進委員会
【問合せ】旭川市6条通10丁目 旭川市第三庁舎1階
旭川市防災安全部交通防犯課 電話25-6215

